

九セミ FUKUOKA

実行委員会ニュース



第29回人間らしく働くための九州セミナーinふくおか 現地実行委員会

実行委員長：福岡医療団 医師 舟越光彦

第2号 2018年8月17日（金） 代表連絡先（九セミ事務局） ☎ 092-651-3220

- ホームページ ▶ 「人間らしく働くための九州セミナー」で検索を！
 - フェイスブックでもつながろう ▶ フェイスブックページ内で検索！
- 「第29回」「九州セミナー」などで候補が出てきます→「イイネ」よろしくネ！！

九州セミナーinふくおか 11月10日（土）－11日（日）
福岡市早良区ももちパレスを中心に開催

ポスター・チラシ・開催要項

＝各組合・団体宛に発送。参加の呼びかけを！＝
広告募金への御協力も広く呼び掛けます！

8月4日（土）に各団体の皆さんで集まって発送作業を完了しました。今回の参加目標は1日参加250人を含めて825人として取り組んでいます。現地の福岡の目標は、二日間参加200人、一日参加250人（北九州・筑後地区除く）です。

「広告募金」については、参加費とあわせて貴重なセミナーの運営財源となります。多くの組合・団体の皆さんの御協力を心から訴えます。

主なスケジュール・・・昨年より2週間早いスケジュールになります！！

分科会報告エントリー9/24（月）→原稿締切10/8（月）

参加申込～1次10/15（月）・2次10/22（月）・追加申込（最終）10/29（月）

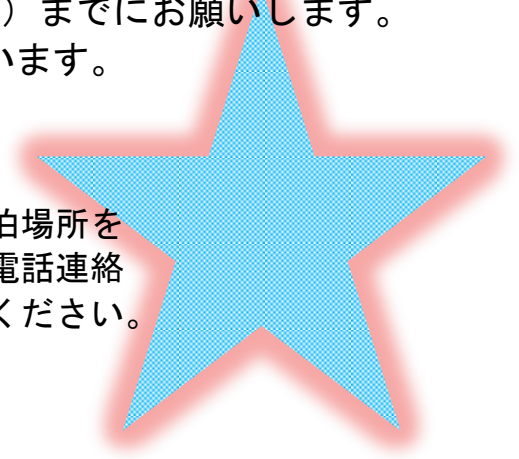
広告募金～10/8（月）申込締切→送金は10/29（月）までをお願いします。

※各書式については開催要項パンフに掲載しています。

宿泊について

現地実行委員会で、福岡市内に必要と思われる数で宿泊場所を確保しています。申込は、各団体で京王観光(株)まで電話連絡してもらい、開催要項記載の宿泊申込書で申し込んでください。

※詳細は開催要項を御確認ください。



九セミナーふくおかフェス企画 VOL.2

健康格差 非正規雇用と女性労働

講師：九州大学 **錦谷まりこ** 准教授

持続可能な社会のための決断科学センター所属

7月28日（土）「九州セミナーinふくおか」の2回目の事前学習会を「ちどりビル」で開催し60人が参加しました。

この日の学習会では、九州大学の錦谷先生の講演、4人の方からのリレートークで学習しました。 **リレートークは次号**



＝錦谷まりこ准教授の講演要旨＝

社会全体の健康と格差

生産年齢層における正社員削減・非正規雇用の増加、ワーキングプアの存在などによる「経済的格差」が社会全体の健康状態の悪化につながる。失業や貧困が増えると失業者・貧困者の健康状態が低下するだけでなく「その集団一人一人の平均的な健康状態が低下」し、社会全体の健康悪化を引き起こす。

非正規雇用と正規雇用→様々な統計から

1、非正規雇用の拡大と女性労働者の現状

正規雇用者数は、10年前の水準とほぼ変わらない一方で、非正規雇用労働者数は、1990年の870万人から年々増加して2018年には2,090万人となり2.4倍に。労働者全体に占める非正規労働者の割合も20%（1990年）から38.1%（2018年）と4割に近づきつつあり、その7割が女性労働者。

2、日本では「年齢構造」も非正規雇用増加の要因に

65才以上で働いている男性のうち現在7割以上が非正規、女性も8割超が非正規。55才から64才まででみると、男性の非正規労働者が3割に対し、女性は7割近くが非正規。一方15才から24才まででみると男性でも5割が非正規。

高齢者も非正規が多いが、若年者・女性は非正規の比率が高い。

3、正規雇用と非正規雇用の待遇格差～厚労省「能力開発基本調査」（平成25年）

%	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職金	賞与支給
正社員	99.5	99.5	99.5	78.2	83.2
正社員以外	65.2	52.8	51.0	10.6	32.4

50才から54才までの男性労働者で比較すると、正規が443万円に対して男性非正規は238万円で半分程度。同年代の女性労働者の場合は、正規が294万円に対して180万円で6割程度。女性の場合は全体に賃金が低いため差は男性に比較して小さくなっている。

女性労働の特徴

1、女性がパートタイム労働を選ぶ理由

ヨーロッパにおける2014年の調査で「育児もしくは介護を理由にパートタイム労働を選んだ」→男性の4.2%に対し女性は27%

2012年の総務省就業構造基本調査では、「家族の介護や看護で離職した」数は、男性18,500人に対して女性は76,400人。

これらは伝統的（文化的）に女性が家事・育児・介護の役割を担わされており、これによって長時間の就労ができず、家計補助的な働き方になっている。

2、社会政策の結果として

育児・介護休業制度が整っておらず、保育・介護サービスが不足している現状や正規雇用である夫の配偶者になった場合、税や保険において社会経済的保護がある。

→所得税・住民税における「配偶者控除または配偶者特別控除」の適用

→健康保険の被扶養者、厚生年金の第3号被保険者の受給資格を取得できる。

→配偶者の収入・所得が一定額を超えると、その資格を失うことになる

→女性の非正規化は、雇用主の意向だけでなく「社会政策の結果」でもある。

また、女性のひとり親が非正規雇用の場合は、ほぼ貧困とされるレベルの収入になっている。（年間122万円）

現状を変える提案

以上のような点から、短に労働現場だけで改善できるものでなく、生活の場である家庭や社会の状態などより広い部分の関係を考える必要がある。

- 1、男性・正規雇用者が基準となっている社会価値（長時間・長期間労働による職場貢献など）や制度（世帯ごとの課税や社会保障のありかた）の見直し。
- 2、女性の正規から非正規雇用への転換の契機となっている出産・育児・介護に対する公的補助の充実。
- 3、世帯や性別によらず、短時間・短期間であっても個人の就労に応じた賃金と税・保険負担を実現すること。

じん肺アスベストキャラバン福岡県実行委員会

九州セミナーinふくおか現地実行委員会 共催

九セミふくおかプレ企画

10月15日（月）「アスベストシンポジウム」

18時30分開会 20時30分終了予定：天神ビル11階10号会議室

様々な職種や住民被害ともなっている「アスベスト問題」を掘り下げます！